

次世代育成支援対策 行動計画

有沢総業株式会社

社員が仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間

2. 内容

目標：有給休暇計画取得制度を強化推進し、取得日数の増加を目指す。

(年間6日以上)

〈対 策〉

有給休暇計画取得制度の一環として、特に誕生日等の記念日の有給休暇取得を推進し、更に令和4年度より時間単位で3日分(24時間分)の有給休暇を取得できるようにして(その内の1日分が本制度に適用できる)、全社員が必ず6日間の有給休暇を取得できるよう推奨する。なお、誕生日に取得できない場合は誕生月内に取得できるよう各職場での調整を図る事とする。

以上